

第9章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

松山城跡は整備について多くの課題を抱えている。主なものでは、本丸地区では、21棟の重要文化財建造物をはじめとして多数の歴史的建造物が所在するが、修理計画の検討は十分ではなく、二之丸地区では、史跡庭園の施設の老朽化に伴う不具合の増加や応急的に設置した石垣への落石防止ネットの長期化などに対し、対策を検討する必要性が生じている。三之丸地区では、第1期整備事業が完了したものの未整備の部分がまだ多く残っており、発掘調査の成果等を踏まえ、次期の整備計画を早期に策定し、整備工事に着手すること、また、山林部では、松山城山樹叢の過密化等により、倒木や土砂崩れが繰り返し発生しており、山腹斜面と合わせた管理計画を早期に策定し、それに沿った対策を実施することが喫緊の課題となっている。

このような中、整備の基本方針については、第6章で述べたとおりであるが、その基本方針に基づき、「保存のための整備」と「活用のための整備」について、その方向性を次のとおりとする。

(1) 保存のための整備の方向性

松山城跡の適切な保存を図り、後世へ確実に継承することが最も重要であることから、史跡の本質的価値の保存と安全の確保を最優先とした整備を行うこととする。また、整備にあたっては、松山城跡の本質的価値が正しく認識されるよう、遺構や建造物、文献史料等の学術的調査の成果に基づき、史跡松山城跡整備検討専門委員等の意見や、文化庁、愛媛県教育委員会などの指導を踏まえ、計画的に進めるものとする。

(2) 活用のための整備の方向性

松山城跡の歴史的価値を学校教育や生涯学習の場で安全かつ効果的に活用できるよう配慮した整備を進めるとともに、松山市を代表する観光資産や都市公園・歴史公園であること、また三之丸地区が災害時の指定緊急避難場所に指定されていることなども踏まえ、史跡の本質的価値の保存を最優先とした上で、史跡松山城跡整備検討専門委員等の意見や、文化庁、愛媛県教育委員会などの指導を踏まえ、市民の多様な利用を想定した施設整備を進めるものとする。また、松山市の象徴の一つでもある松山城跡の景観については、将来にわたって良好に維持できるよう、周辺からの眺望に配慮した整備を進めるものとする。

第2節 整備の方法

前節で掲げた方向性に基づき、今後進めるべき整備の方法は次のとおりとする。

(1) 保存のための整備の方法

- 1) 松山城跡を確実に保存し、後世に引き継いでいくため、日常的な維持管理を適切に行うとともに、日常点検等により、将来的に修理が必要となる箇所を事前に把握し、き損の未然防止、拡大防

止に努める。また、き損箇所の補修や経年劣化した箇所の修理など、史跡の保存と安全の確保のための整備を計画的に実施する。

- 2) 本丸地区や三之丸地区など発掘調査等が十分ではない地区については、引き続き発掘調査等を実施したうえで、その成果や、史跡松山城跡整備検討専門委員等の助言、文化庁、愛媛県教育委員会などの指導を踏まえ、計画的に遺構の復元展示や表面表示等の整備を進める。

(2) 活用のための整備の方法

- 1) 松山城跡が持つ歴史的価値が、史跡を訪れる児童・生徒や一般市民に正しく理解され、保護意識の醸成に深く寄与できるよう、バリアフリー化を含め、学校教育や生涯学習の場で安全かつ効果的に活用できるよう配慮した整備を進める。
- 2) 松山城跡は年間130万人を超える観光客が訪れる松山市を代表する観光地である。この観光資産としての価値を踏まえ、必要な便益施設等の整備を効果的に行う。
- 3) 松山城跡の大部分は、都市公園（城山公園）として開設され、市民のレクリエーション等、憩いの場として利用されるとともに、三之丸地区は災害時の指定緊急避難場所に指定されている。今後、史跡としての価値を活かしつつ、災害時の指定緊急避難場所としての機能を確保し、都市公園・歴史公園として、市民の多様な利用を想定した便益施設や管理施設等の整備を進める。
- 4) 天守をはじめとする城郭建造物や石垣、松山城山樹叢などにより構成される松山城跡の景観は、松山市を象徴するものであり、市民の誇りとなっている。将来にわたって良好に維持できるよう、周辺からの眺望に配慮した整備を進める。

第3節 地区ごとの整備の概要

以上を踏まえ、今後進めるべき具体的な整備の概要は次表のとおりとする。

表7-1 具体的な整備の概要

区分	地区	項目	内容
整備 (保存)	共通	山腹崩壊防止対策	樹木の計画的な管理と併せ、地盤の現状把握と山腹崩壊防止対策（地盤の補強等）を検討する。
		石垣の修理	孕み等が見られる箇所については、当面、経過観察を行うが、長期的には、修理計画を策定し、修理を検討する。
		登城路・近代以降の登山道整備（大手道等）	大手道やその他の登城路・近代以降の登山道については、舗装の劣化や石積・石張の破損等の補修を適宜実施する。
		登城路・近代以降の登山道整備（古町道）	未舗装のため雨水に浸食され、配管等の露出、路肩や山側の崩落等が見られることから、登城路と近代以降の登山道の一体的な整備を検討する。
		登城路・近代以降の登山道整備（東雲道）	既存の排水路や排水管の目詰まり等の補修を行うとともに、新たな排水施設の整備を検討する。
		松山城山樹叢・山林の適正管理（危険木の処理）	根による石垣（登り石垣）の破壊や倒木による人災、建造物への延焼等が懸念される危険木は、事前に把握し伐採等の措置を講じる。
		松山城山樹叢・山林の適正管理（眺望の確保）	周辺からの眺望の支障となっている樹木は計画的に伐採する。
		松山城山樹叢・山林の適正管理（森林の健全化）	風雨による倒木が頻繁に発生している状況を踏まえ、間伐や捕植など、適正な森林整備を行う。

区分	地 区	項 目	内 容
整備 (保存)	共 通	公益施設・教養施設の移転等	史跡の保存・活用に直接関係しない公益施設・教養施設については、当面は現状での利活用を図るが、長期的には史跡指定地外への移転等を前提として、必要に応じ関係者への働きかけを行う。
	本 丸	本丸広場の排水対策	雨水による浸食等で観光客等の歩行に支障をきたしていることから、史跡の景観や、雨水の排水対策を考慮した上で、舗装等を含めた対策を検討する。
		現存建造物の修理	平成の大修理（第三期）の戸無門、乾櫓の修理のほか、現存建造物の修理を計画的に実施する。
		復元建造物の修理	再建後、約50年が経過し、全体的に経年劣化が見られることから、き損箇所等を調査し、計画的に修理する。
		本丸広場等の植栽管理計画の策定	根による石垣破壊、倒木による人災、石垣・建造物への影響等が懸念されることから、植栽管理計画を策定する。
		本丸地区の植栽の適正管理（「さくら名所100選」）	「さくら名所100選」のサクラ等は、適切な灌水や施肥、定期的な剪定等により、樹勢の回復を図るほか、植栽管理計画に基づき、適切な維持管理を行う。
		緊急車両用道路の整備	長門付近の既存の坂路については、急勾配で車両の通行に支障があり、また、仮設工作物（鋼製）で老朽化しているため、付替えを検討する。
	二之丸	二之丸史跡庭園の維持管理	経年劣化が見られる流水園の水漏れや大井戸への導水・浄水設備等については、再整備を含め改修を検討する。
	三之丸	三之丸地区の表面表示の適正管理	第1期整備事業で整備した表面表示については、経年劣化した園路（真砂土舗装）の補修や芝生広場の芝生の捕植等を適正に実施する。
		三之丸地区の第2期整備計画の策定	未整備地区の第2期整備に伴い、平成12年度に策定した城山公園（堀之内地区）整備計画の再検討を行うとともに、第2期整備事業の整備計画を策定する。
		三之丸地区の第2期整備事業の実施	発掘調査等の成果を踏まえ、園路や広場整備を主とした遺構表現を行うこととするが、第2期整備では、整備計画に基づき、レクリエーション活動の場の創出など、多面的な利用を想定した整備を実施する。
		三之丸地区の植栽の適正管理	堀沿いの遊歩道や土塁上の植栽（アカマツ等）、広場内のサクラ等は樹勢の衰え等が見られることから、適切な灌水や施肥、定期的な剪定等により、樹勢の回復を図るほか、伐採、捕植等を計画的に実施する。
整備 (活用)	共 通	松山城山樹叢・山林の整備・活用	都市林としての価値を活かした整備を検討する。具体的には、人が頻繁に入ることを前提とした区域や自然観察を目的とした区域、また人の進入を制限する区域等のゾーニングとゾーン毎の整備を検討する。
		管理施設の整備（案内看板等）	多言語化等、外国人観光客の増加に対応した案内看板等の整備を進める。
		管理施設の整備（避難誘導サイン）	避難計画で指定された避難経路毎に避難誘導サインを整備するとともに、観光マップ等に避難経路を記載することにより、避難経路の事前周知を図る。
		管理施設の整備（バリアフリー化）	園路にスロープや手すりを設置するなど、施設のバリアフリー化を推進するとともに、必要に応じて障がい者専用の駐車場等の設置を検討する。
		管理施設の整備（園路等）	経年劣化等により修理が必要な園路等については、計画的に修繕を行う。

区分	地 区	項 目	内 容
整備 (活用)	共 通	ガイダンス施設の整備等	松山城跡の歴史や全体像を来訪者に分かりやすく伝えるため、ガイダンス施設等の設置を検討する。併せて、天守等に展示・収蔵されている資料の展示・収蔵方法の改善についても検討する。
		便益施設の整備(自販機等)	自販機、灰皿等で、外観や配置に統一性がなく景観が損なわれているものについては、順次改善していく。
	本 丸	便益施設の整備(休憩施設)	長者ヶ平から本丸広場への登城路など、適所に休憩施設(ベンチ、休憩所等)の追加整備を進める。
		便益施設の整備(観光施設)	経年劣化等により修理が必要な建造物や工作物については、計画的に改築や修繕を行う。具体的には、城山荘(漆喰の剥がれ補修)、便所(長者ヶ平)、ロープウェイ駅舎等について、計画的に改築や修繕を行う。
	二之丸	二之丸地区の眺望確保(植栽管理)	表面表示(間取り)の視界を遮っている柑橘類の剪定を適正に実施する。
		二之丸地区の眺望確保(郭の整備)	表面表示全体を眺望できる場所の確保等も視野に、二之丸北側の尾谷郭(仮称)の調査と整備を一体的に検討する。
		二之丸地区の便益施設の整備	経年劣化が見られる茶室(観恒亭等3棟)等の修繕を計画的に行う。
	三之丸	堀の水質管理	アオコや赤潮などによる水質の悪化を防止する対策を講じる。
		三之丸地区の地下遺構(近世)の顕在化	三之丸御殿跡・小普請所跡は、「調査・研究を必要とする区域」であり、詳細な発掘調査を実施した上で、VRやARを含め顕在化を検討する。また、近代以降埋め立てられた内堀等は中長期的には復元を検討する。